告示

○国家公安委員会告示第三十三号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項の規定により盲導犬の訓練を目的とする法人として指定した財団法人日本盲導犬協会から名称の変更の届出があったので、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月十七日　　国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

一　財団法人日本盲導犬協会の名称

(一)　変更前の名称　財団法人日本盲導犬協会

(二)　変更後の名称　公益財団法人日本盲導犬協会

二　変更の年月日　平成二十二年十一月一日

○国家公安委員会告示第三十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十二年十二月十七日　　国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

第３章第２節１(2)中「通らなければなりません。また、道路工事などの場合を除き」を削り、「通行しなければなりません。」の次に「ただし、標識（付表３(1)32、32の２、33、33の２）や標示（付表３(2)14、14の２、15）によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。」を加える。

第４章注５中「50cc以下又は定格出力0.60キロワット」を「については50cc以下、定格出力については0.60キロワット」に改める。

第５章第２節２(2)中「33」の次に「、33の２」を加える。

第５章第２節６(2)中「ただし、」の次に「標識（付表３(1)33、33の２）や標示（付表３(2)15）によつて」を加える。

第７章の各節以外の部分中「総排気量125cc以下の普通自動二輪車」を「小型二輪車(注７)」に、「けん引」を「牽引」に改める。

第７章第２節５の次に次のように加える。

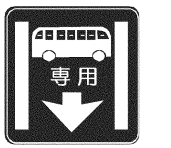
注７　小型二輪車……総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車

用語のまとめ注５中「50cc以下又は定格出力0.60キロワット」を「については50cc以下、定格出力については0.60キロワット」に改める。

用語のまとめ中注６の次に次のように加える。

注７　小型二輪車……総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車

付表３(1)ア中「

専用通行帯 	33	標示板に表示された車の専用の通行帯の指定	文字、記号と縁は白 地は青

」を「

専用通行帯  	33	標示板に表示された車の専用の通行帯の指定	文字、記号と縁は白 地は青
普通自転車専用通行帯 	33の２	普通自転車の専用の通行帯の指定	同　　上

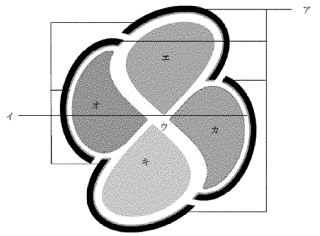
」に改める。

付表４二輪の項の次に次のように加える。

小　　二　　輪	小型二輪車（総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車）及び原動機付自転車

付表５(2)を次のように改める。

(2)　高齢運転者標識

	アの部分は黒、イの部分は水、ウの部分は白、エの部分は黄緑、オの部分は橙、カの部分は緑、キの部分は黄、エ、オ、カ及びキの部分は反射材

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、付表５の改正規定は、平成二十三年二月一日から施行する。